



住み慣れたわが家の安全確保! 耐震補強工事は家族を守ります

昭和56年5月以前に建築された木造住宅に対する、
無料の耐震診断と、耐震補強計画・耐震補強工事を
一体で行う場合に補助金を交付しています。

平成7年に起きた阪神・淡路大震災では、8割以上の方が
建物の倒壊等による圧死・窒息死等が原因で亡くなりました。

地震による住宅などの破損・倒壊は、死傷者やその後の生活
再建を困難にする被災者を生み出すだけでなく、出火・延焼
、道路閉塞などによる被害拡大につながります。

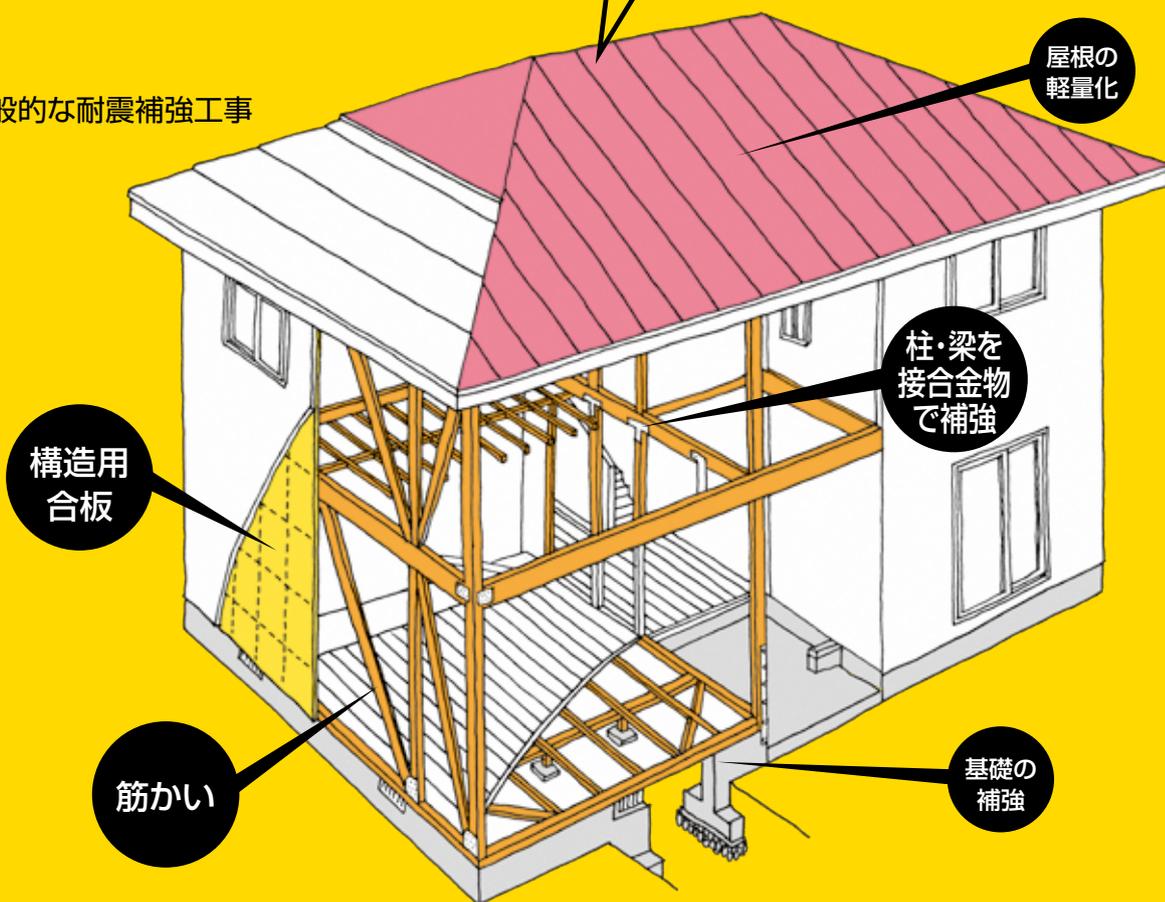
建物の倒壊を防ぐ耐震化は、自分の命を守るための第一歩
です。「助けられる人から助ける人に」—古くなった木造住宅
は耐震補強工事を行って、強い家に変えましょう。

耐震診断で家の耐震性を
把握しましょう。



補助あり
100万円～

一般的な耐震補強工事



令和6年4月1日現在

●住宅の耐震補強工事
に関する問合せ先

TEL.0538-44-3120

袋井市役所 建築住宅課 施設営繕係

TEL.0538-44-3123

袋井市役所 建築住宅課 住宅土地対策室

昭和56年5月以前の住宅は耐震補強工事を!!

【申請は必ず事業を実施する前に行ってください】

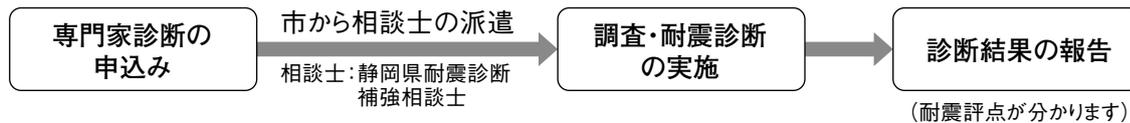
袋井市では、昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅の耐震化工事の費用の一部を助成しています。予想される南海トラフ巨大地震で、住宅などの倒壊から一人でも多くの皆さんを守るため、市から専門家を派遣して耐震診断や相談を無料で行っています。該当する木造住宅(在来軸組工法)に住んでいる方は、耐震診断を受け、耐震性に不安のある住宅は耐震補強工事を行いましょ。



令和6年度末終了予定

1 わが家の専門家診断(無料)

※診断は1回のみとなります。再診断はできません。



耐震評点が1.0未満の場合は、補助制度を利用して耐震補強工事を行いましょ。

除却・建替え工事の実施(別資料No.4参照)

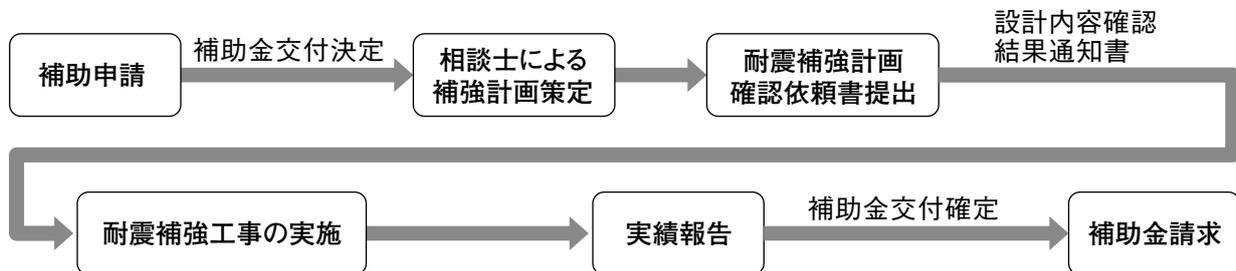
ここからの実施も可能です。

2 耐震補強計画の作成・耐震補強工事の実施【補助制度】

令和7年度末終了予定

耐震評点が1.0以上(かつ0.3ポイント以上アップ)となるよう、補強計画を作成し、作成した補強計画どおりに補強工事を実施します。

(耐震評点「1.0未満」のものを「1.0以上《0.3ポイント以上アップ》」とするような補強工事)



補助額:耐震補強工事の補助限度額

1,000,000円(一般世帯)

1,200,000円(高齢者・障がい者等の方がいる世帯※)

◎耐震補強の設計費用及び工事費用は

- ①設計費用の平均 23万円(令和元年から令和4年の平均)、
- ②工事費用の平均 250万円(令和元年から令和4年の平均)でした。

補助制度を利用すれば、自己負担金額を減らすことが可能です。

(※)高齢者・障がい者等の方がいる世帯

高齢者世帯・・・65歳以上の方のみの世帯

障がい者等の方がいる世帯・・・身体障がい者手帳(1級または2級)の交付を受けている方が居住する世帯
介護認定を受けている方が居住する世帯等

○耐震補強計画と耐震補強工事の両方を実施することが補助を行う条件です。

耐震補強計画策定の結果により、耐震補強工事の実施を中止する場合には、補助金の交付を受けることができません。

(耐震補強計画策定のみの補助は行えないため、計画策定分は自己負担となります。)

○事業の進捗により、必要な提出書類が複数あります。

各書類の提出後、市から通知(交付決定通知書、設計内容確認結果通知書)が発行された後に、次工程の作業を行ってください。

○以前に袋井市既存建築物耐震性向上事業により耐震補強計画の策定の補助を受けており、耐震補強工事を行っていない方は別途市までお問い合わせください。